

## 令和5年度山梨県介護サービス情報公表計画

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」制度の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3の規定等に基づき、令和5年度の公表計画を次のとおり定める。

### 1 計画の基準日

令和5年4月1日

### 2 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

### 3 報告の対象となる介護サービス事業者

- (1) 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のうち別紙に定めるサービスを提供する事業者
- (2) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所のうち別紙に定めるサービスを提供する事業者

### 4 報告の提出先及び提出期限

- (1) 報告の提出先  
「介護サービス情報公表システム」により、山梨県へ報告する。  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/19/>
- (2) 報告の提出期限及び公表を行う月  
事業所開設後、県から送付される書類に基づき報告するものとし、公表については、事業者からの報告があり、支障が無ければ随時公表を行っていく。